



平成 21 (2009 年) 年 5 月 12 日

各 位

会社名 生化学工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 水谷 建
(コード番号 4548 東証第一部)
問合せ先 総務部IR・広報室長 鳥居美香子
(TEL. 03-5220-8950)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 19 日開催予定の第 63 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせします。

記

1. 定款変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券電子化)されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

また、株券喪失登録簿につきましては、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日まで作成し、備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第 7 条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第 6 条に基づき、決済合理化法施行日に当該定めを廃止したものとみなされております。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
<u>(株券の発行)</u>	(削 除)
<u>第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u>	
(自己株式の取得)	(自己株式の取得)
第 8 条 (省 略)	第 7 条 (現行どおり)
<u>(单元株式数および单元未満株券の不発行)</u>	(单元株式数)
第 9 条 (省 略)	第 8 条 (現行どおり)
<u>2. 当社は、第 7 条の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u>	(削 除)
(单元未満株式についての権利)	(单元未満株式についての権利)
第 10 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式	第 9 条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権

現 行 定 款	変 更 案
<p>について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)～(4) (省 略) (単元未満株式の買増し)</p> <p>第11条 (省 略) (株主名簿管理人)</p> <p>第12条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第13条～第39条(省 略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>利を行使することができない。</p> <p>(1)～(4) (現行どおり) (単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 (現行どおり) (株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第12条～第38条(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第3条 <u>本附則第1条から本条までは、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月19日(金曜日)
定款変更の効力発生日 平成21年6月19日(金曜日)

以上

本件に関するお問い合わせは次にお願ひします。
生化学工業株式会社 総務部 I R・広報室
鳥居・田中 TEL. 03-5220-8950